

【平成25年度版】

**阪南大学と千早赤阪村との連携協力協定に関する事業計画
(案)**

平成25年2月12日
阪南大学と千早赤阪村との連携協議会

1. 阪南大学と千早赤阪村の連携推進の背景

(1) 「知」の時代

人、もの、金、情報など、あらゆるものが国際間を往き来するようになり、経済活動、文化教育活動、市民活動など、様々な分野においてグローバル化が進展している。

こうした社会環境の変化に対応していくため、高い専門知識や幅広い見識を備えた人材、豊かな創造力やコミュニケーション能力を持つ人材の育成、産業を支える技術力の向上など、「知」の時代にふさわしい対応が求められている。

(2) 大学との連携・協働による行政課題の解決と地域の活性化

自己決定・自己責任を原則とする地方分権を推進し、本村が抱える課題は、本村で解決することはもとより、地域特性を生かしたむらづくりを進め、一層の地域の振興を図っていかなければならない。

さらに、これからのまちづくりを構築していくためには、行政だけでなく、新しい公共サービスの担い手として、村民・NPO・企業などの多様な主体が協働して取り組むことが求められている。

豊富な知的資源が蓄積されている大学には、今後も本村が戦略的に施策を展開していくにあたり、本村が持つ歴史・自然資源などの資源・機能の活用、地域づくりや教育文化の向上、観光施策の一層の推進など、「知」のパートナーとして大きな期待が寄せられている。

(3) 阪南大学の個性発揮と機能充実

大学では、少子化を背景とする学生数の減少により、それぞれの持ち味を生かし、個性化や差別化を図り、魅力度を高めていく取り組みや経営改革が進められている。

こうした中、阪南大学では、優れた人材を育成し社会に供給する役割はもとより、優れた「人材」、「施設」、「研究成果」を生かした社会貢献や地域貢献、地域が抱える諸課題の解決支援など、その機能拡充を図っている。

2. 推進体制

阪南大学と千早赤阪村の推進体制については、次のとおりとする。

(1) 連携協議会

阪南大学と千早赤阪村との教育・地域文化並びに産業の分野等における連携協力協定に基づき、阪南大学と千早赤阪村で行うすべての連携事業の協議機関として、「阪南大学と千早赤阪村との連携協議会」を設置し、事業計画、事業内容及び予算措置の決定等を行うものとする。

【連絡協議会委員名簿】

所属等		備考
阪南大学	学長	
	副学長	
	国際観光学部長	
	国際観光学部副学部長	
千早赤阪村	村長	
	副村長	
	教育長	
	政策担当課長	

(2) 阪南大学の推進体制

千早赤阪村との連携については、大学として協定しているものであることから、全学部において連携体制が図れるよう推進体制を整える必要がある。

しかし、現段階においては、村からの協力要請などから第一段階として当面、観光・産業分野における連携が主体となるため、国際観光学部が中心となり千早赤阪村との連携事業を推進していくものとする。推進に当たっては、教員や学生との連携調整を図るとともに、学部間においても情報を共有するなど大学として積極的な連携体制の構築をめざす。

(3) 千早赤阪村の推進体制

阪南大学との連携事業の実施に当たっては、原則として、事業実施担当部局が主体となって作業を進めることとする。

また、阪南大学との連携が複数の事業実施担当部局にまたがる場合は、相互に連絡調整を行うこととする。

なお、本村における推進体制における主な役割分担は、次のとおりとする。

①政策推進室

庁内における阪南大学との連携調整窓口として、事業実施担当部局と協議・調整し、阪南大学との連携体制を整備する。

- 阪南大学との連携事業のとりまとめ
- 阪南大学との連絡調整（必要に応じて連絡調整会議を開催）
- 事業計画の作成・改定
- 実績報告の作成
- 事業の進行管理
- 庁内連携調整会議の開催（政策推進室（政策担当）、地域振興課（観光・産業担当）、教育課（教育・文化担当）＋事業実施担当部局）

②事業実施担当部局

事業実施担当部局が主体となり、関係課と協議・調整の上、阪南大学と連携して事

業を実施する。

➢ 阪南大学との連携による事業実施

③行政経営戦略会議

阪南大学との連携に当たり、次の事項について報告する。

➢ 大学等との連携事業の報告

3. 阪南大学と千早赤阪村の連携方法

(1) 連携協議会 毎年9月

連携協議会は、必要に応じて会長が招集することとするが、年1回定例会を開催し、事業計画の策定、事業進捗状況、事業実績等について協議・報告するものとする。また、必要に応じて臨時会を開催できるものとする。

・ 9月 前年度の事業報告、進捗状況、来年度の事業計画の検討（予算要求検討）等

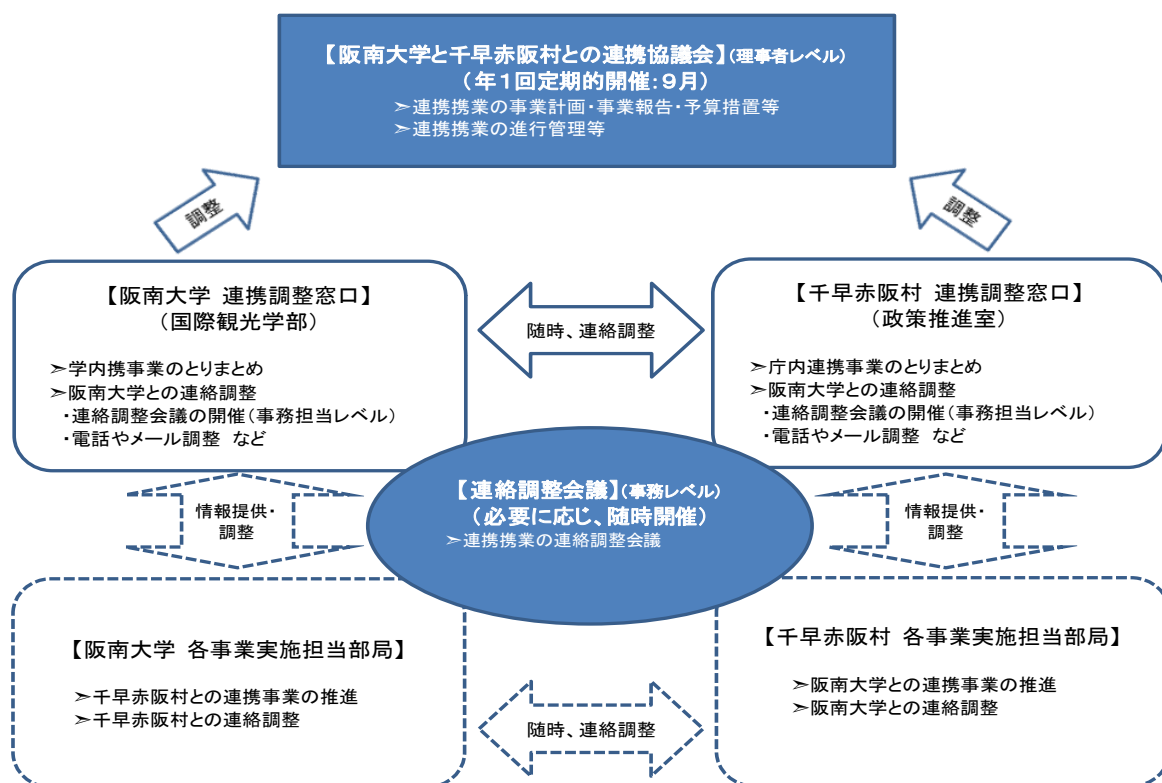
(2) 連絡調整会議 随時

連絡調整会議は、双方において総合的な連携調整窓口を置き、連絡調整を図るとともに、必要に応じ随時、連携調整窓口及び事業実施担当部局で構成する連絡調整会議を開催するものとする。

(3) 連携事業の実施 随時

双方の事業実施担当部局は、連絡調整の結果を踏まえ、随時、連携事業を実施する。

阪南大学と千早赤阪村との推進体制イメージ



4. 阪南大学と千早赤阪村の連携事業に伴う費用負担

阪南大学と千早赤阪村との連携に伴う費用負担については、連携事業ごとに双方で協議して定めることとする。

5. 平成25年度事業計画

(1) 共同研究・共同実施（事業・研究調査の実施にあたり、大学と村が共同で行う事業。）

事業名	事業期間	事業概要	連携部局
交流人口増加における自然観光拠点整備基本計画策定の共同研究	H25年度～	多くの登山者が訪れる金剛山周辺地域の活性化方策を調査研究する。大学との共同会議により意見交換を行い、基本計画を策定する。	大学)国際観光学部 村)交流人口PT
大学発観光施策提案(大学からの観光施策提案を共同研究)	H25年度～	村の活性化に向けた施策について、学生などのアイデア提案により事業展開を検討する。	大学)国際観光学部 村)交流人口PT
教育観光共同研究	H25年度～	教育と観光を融合させることにより新たな観光施策の展開を図る。	大学)国際観光学部 村)交流人口PT

(2) 研究調査等委託（村が大学へ事業・研究調査を委託する事業。）

事業名	事業期間	事業概要	連携部局
農林産物直売所の売上増につながる仕組みづくり研究調査	H25年度～	奉建塔周辺地域における活性化策の中の農林産物直売所の売上増加策について、大学と協議検討し、その仕組みづくりを調査研究する。	大学)国際観光学部 村)交流人口PT
外国人観光客誘致調査(金剛山の国際観光研究調査)	H25年度～	金剛山の登山者の国際化を図るため、現状把握と外国人の誘致策を調査研究する。	大学)国際観光学部 村)交流人口PT

(3) 事業運営協力（村の事業推進にあたり、大学の学生等が協力する事業。（イベント参加、ボランティア活動など））

事業名	事業期間	事業概要	連携部局
金剛山の里 棚田夢灯り&収穫祭2013	H25.11.9	下赤阪の棚田ライトアップ事業及び収穫祭のイベント開催に伴い、灯笼設置や出店など諸準備のボランティア活動で学生に参加いただきイベントを盛り上げる。	大学)国際観光学部 村)地域振興課
各種イベント協力	H25年度～	各種イベント開催に学生によるボランティア活動を実施する。	大学)国際観光学部 村)政策推進室

- (4) 委員会・審議会等の委員委嘱（大学の教員や学生が、村の委員会・審議会等の委員として参画する事業。）

事業名	事業期間	事業概要	連携部局
文化財保護審議会	H25年度～	村文化財保存のため村規則による指定の協議・選定など。	大学)国際観光学部 村)教育課

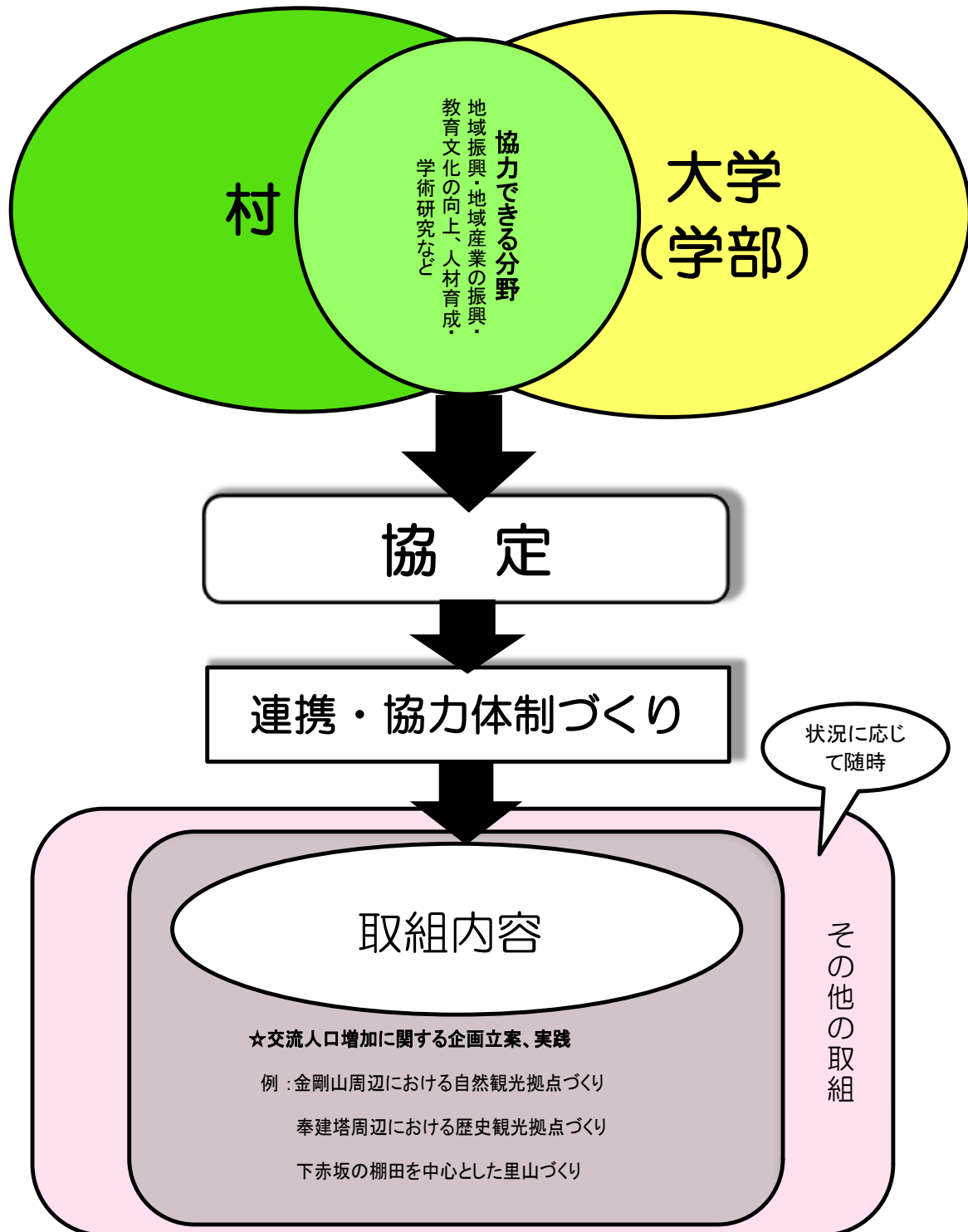
- (5) 研修会等の講師依頼（大学の教員や学生が、村の研修会や講座等の講師として参画する事業。）

事業名	事業期間	事業概要	連携部局
村民大学事業	H25年度～	村民や村外の人に生涯学習の機会を拡大するため、村民大学を開講し、大学教授の講義を実施する。	大学)国際観光学部 村)教育課

- (6) その他（(1)～(5)以外の事業形態にいずれにも該当しない事業）

事業名	事業期間	事業概要	連携部局
小学生国際交流事業	H25.11	小学生に国際交流を体験させるため、一日、大学の外国人留学生を招き、日常英会話など国際化を実体験させる。	大学)国際観光学部 村)教育課
留学生交流事業(留学生による日常英会話課外授業)	H25年度～	中学校において生きた英語を学校に居ながら体験できるよう英会話を中心とした専用教室を設け、定期的に大学の外国人留学生を招き、日常英会話など国際化を実体験させる。	大学)国際観光学部 村)教育課

6. 阪南大学と千早赤阪村との連携イメージ



7. その他

阪南大学と千早赤阪村との教育・地域文化並びに 産業の分野等における連携協力協定書

阪南大学（以下「甲」という。）と千早赤阪村（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が教育・文化の向上、人材の育成、学術研究並びに地域観光・地域産業の振興の分野等において連携、相互協力することにより、阪南大学の発展と千早赤阪村の活性化の実現等に寄与することを目的とする。

（事業内容）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するための事業内容について、協議によって定めるものとする。

（連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、前条の事業を円滑かつ効果的に進めるために、連絡調整窓口を設置する。

（経費）

第4条 甲及び乙が連携・協力を行う事業に要する経費は、個別事業ごとに甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の3カ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面をもってこの協定書の改廃の申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書の定めるもののほか、連携協力する事項の細目については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

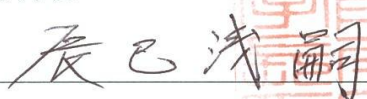

2 この協定書に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めない事項については、甲及び乙で協議するものとする。

この協定書の締結を証するため、本協定2通を作成し、署名押印の上、各々1通を保有する。

平成24年 7月27日

（甲）

松原市天美東五丁目4-33
阪南大学長

（乙）

千早赤阪村大字水分180番地
千早赤阪村村長

